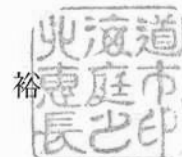


恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第29号

恵庭市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市子ども医療費助成に関する条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （用語の定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）子ども 出生してから満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者をいう。 （2）～（8）（略） 第3条～第4条の4（略） （助成の額）	第1条（略） （用語の定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）子ども 出生してから満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある者をいう。 （2）～（8）（略） 第3条～第4条の4（略） （助成の額）

現行	改正案
第5条 助成の額は、受給者に係る医療費(満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額とする。 2 (略) 第6条～第11条 (略)	第5条 助成の額は、受給者に係る医療費(満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)から一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額とする。 2 (略) 第6条～第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による子ども医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。